

「所有」再考

——自己性ということを念頭に置きながら——

鈴木 一男

はじめに

自分の身体は自分のもので、それを使って得たものはまた自分のものである。このジョン・ロック (1633-1704) 以来の所有観が、現在あらゆる場面で行き詰まっている。たとえば、近くは、臓器移植ということ。これは自分のものでこれは自分のものではないと線を引き始めたら、いずれは身体自体が成り立たなくなる。たとえば、遠くは、資本主義ということ。以前は社会主義・共産主義という、自分の身体を使って得たものは自分のものではなく、国家社会のものであるという考え方があった。しかし実際は国家社会のものは、限られた一握りの人間のものとなり、その理想とは掛け離れて行った。では一見その正反対の資本主義はどうだろうか。エステにダイエットにプチ整形の流行。自分の身体は自

分のものであるにしても、自らにしか関心がなく、行き着くところもはやこれまでである。

一 権 利

今、ロック以来の所有観が前提としてあり、それが、成り立たなくなってきたと話を進めてきたが、ここではロックの所有観をもう一度、確認しておきたい。その著『統治論』より検討してみる。^[1]「大地と人間以下のすべての被造物はすべての人々の共有物であるが、しかしすべての人間は、自分自身の身体に対する所有権をもっている。これに対しては、本人以外のだれもどんな権利ももっていない。彼の身体の労働とその手の働きは、まさしく彼のものであるといつてよい。」^[2]注意深く読むと、自分の身体とその労働、つまりそういう事態を当人のものとしているわけで

二 勞 働

は決してない。そうではなく、そのことは権利であるとしている、つまり所有権であるとしているまでである。ここでのタイトルも所有についてではなく、所有権について (Of Property) であった。では、なぜそうなってしまったのだろうか。権利を事態と取り違えてしまったのだろうか。「神はこの世界を人間に共有物として与えたもうた。しかし神はそれを人間の利益となるよう、またそこから衣食住の便を最大限に引き出すことができるよう与えたもうたのであるから、神の意図が、土地をいつまでも共有で耕作されぬままにしておくべきだということにあったとは考えられないのである。」⁽³⁾確かにわれわれはその世界に働きかけざるを得ない。世界と没交渉ではまず生きられないわけである。「しかし神は、どの程度までわれわれに与えたもうたのだろうか。(人間が自然の恵みを) 享受するためである。つまり、ものがそこなわれないうちに生活の何かの便宜のために人が利用できるかぎり、だれでも自分の労働によって所有権を定めてよいのである。これを超過するものはすべて彼の分け前以上のものであり、他人のものなのである。そこなったり破壊したりするために神が人間のためにつくったものは何もない。」⁽⁴⁾神が与えてくれたもの、そのような背景があって、だからこそ、所有権を定めることができるというのである。共有物 (common) ということ。「大地と人間以下すべての被造物はすべての人々の共有物である」との出発点だが、いずれ抜け落ちてしまったようである。

またロックの所有論は労働所有論と言われる。なぜにロックは労働ということをも所有にからめて重視するのだろうか。「神は全人類に共有物としてこの世界を与えたとき、人間に労働することをも命じ、また人間の貧窮状態もそれを必要としたのである。神とその理性は、人間に土地を開墾すること、すなわち生活に役立つようそれを改良し、そこに彼自身のものである何ものか、つまり彼の労働を投下することを命じたのである。」⁽⁵⁾神が命じたゆえとある。どんぐりや水や木の葉や獣皮が、その労働により、パンやぶどう酒や毛織物になることもあげている。「なぜなら自然と大地とは、それ自体としてはほとんど無価値の原料を供給したにすぎないからである。一つ一つの塊のパンがわれわれの口に入る前に、そのために勤労が準備し利用したものを、もしたどることができれば、奇妙な物品一覧表ができあがるであろう。」⁽⁶⁾以下、鉄、薪、皮革、樹皮、木材、等々とあげ、すべての材料を数えあげるのは、ほとんど不可能だろうと言っている。いわゆる仏教における「縁起」を思わせる話を続ける。「そのものは、自然によって置かれた共有の状態から、彼によって取り去られたものだから、この労働によって他人の共有権を排除する何かがそれにつけ加えられたことになる。というのは、この労働は労働した人の疑いもない所有物なのであるから、少なくとも(自然の恵みが)

共有物として他人にも十分に、そして同じようにたつぷりと残されている場合には、ひとたび労働がつけ加えられたものに対しては、彼以外のだれも権利をもつことができないのである。⁷⁾「共有物として他人にも十分に、そして同じようにたつぷりと残されている場合」などと流暢なことを言っているが、いずれは誰でも好きなだけの占有にはならないのだろうか。

三 貨 幣

それでもカインとアベルその頃にはまだ何らの固定した所有権はなかったとロックは言う。家族が増加し、都市を建設し、領土を画定し、法律を制定する。「それゆえ、神は土地の開墾を命ずることによって、そのかぎりですべてを占有する権限を与えたのである。こうして労働と労働の内容を必要とする人間生活の条件が、私有財産を必然的にもたらすことになるのである。」「聖書」の内容を待つまでもなく人間は弱いもので、必要とする以上のものを持ちたいという欲望が生じてくる。ここでは私有財産が Private Property ではなく、Private Possessions になっていることが注目される。ロックはその具体化を貨幣のはじまりに見る。「なぜなら、貨幣の発明や、それに価値を置くという人々の暗黙の合意が、もっと大きな所有物とそれに対する権利を「同意によって」もたらしていなかったら、世界には住民が二倍になっても足るだけの十分な土地があるからである。」「なぜなら、金や銀は、所有

者の手中においていたんだり、腐ったりしないために、だれにも害を与えずに貯蔵できる。そこで、土地生産物の過剰分と交換にそれらを受け取ることによって、人は、自分だけではそこからの生産物を利用しきれないほどの土地を正当に所有する方法を暗黙の自発的な同意によって発見したからである。¹⁰⁾人々の暗黙の合意 (tacit agreement of men) あるいは、暗黙の自発的な同意 (tacit and voluntary consent) との語が、何とも悩ましい。当然この流れの中で、現在に至る、と考えられるわけである。人間自らの造られたわけを多分に誤解して、悪気はないのだが、気づくと環境破壊をしてしまっている現状にも比べられるだろうか。

四 憑かれた者

そもそもいわゆる宗教においては、「所有」という概念は、少なくとも自分自身のものという概念は、否定される。原始仏典である『スッタニパータ』や『ダンマパダ』は、ものを自分のものであるとして思い悩むことを、まずは諫めている。¹¹⁾『クルアーン』は、天地にある一切を所有するのは神であるとし、本来が神のものを自らのものであるとする者を、憑かれた者としている。つまり神に憑かれた者が憑かれた者なのか、神でないものに憑かれた者が憑かれた者なのか、という問題を提示する。¹²⁾この besessen (憑かれた) という言葉は実に面白い。ものを besitten (所有する) したそれが besessen ということである。確かに普段われわ

それはものを強く自分のもの、すなわちその所有とすればするほど、そのものに憑かれているとも言い換えられる。これは自分の仕事、これは自分の恋人、これは自分の子供、としたとたんに、その自分の自分は仕事のものになり、その当の自分は恋人また子供のものになっている。絡め取られる、言わば反転という現象が起こる。この反転という現象を避けるためには、絶対的な所有、例えば国家社会のものであると、言い続けることが考えられた。また一方では、この反転という現象を避けるためには、絶対的な非所有、例えばすべてとは言えないがある種の宗教的境地にもなるだろう。元に戻りここで問われなければならないことは、まずは自分の身体は自分のものなのか、ということである。そうであるとすると、そこから、自分の身体を自分のものとするからこそ、それを自らの意のままに処理してなぜ悪いとなる。更に深く、自分は、自分の存在は——つまり自分は自分であるとしている当の自分は——自分のものなのか、という問いが残される。周知のルネ・デカルトの「私は考える、ゆえに私はある」との命題にもダブってくる。「私は考える、ゆえに私はある」と認め、そう確信する私とは何なのか。思考と存在とは根源的に一致するものなのか。ここには自分の存在をも所有するという思いが見え隠れしていないだろうか。

五 自由の根拠

「所有」ということを正面から問題にし、その主著にその語を配した人物が二人いる。ガブリエル・マルセル (1889-1972) は「存在と所有」において「身体性は、存在と所有とのあいだの境界領域である。」¹³⁾ と言い、とかく自分のものであると強調されがちな身体を、存在の側に引き戻し捉えようとする。「所有」の線を存在のもとで引き直す。「別の言い方をすれば、所有するとは、何かを自由に処理することができるということ、何かにたいして力をもっているということである。」¹⁴⁾ これなどはまさに、今現在における所有の定義でもあり、問題の出所でもある。また自由という言葉を取り出してまとめ直せば、自由とは、あるものを意のままに処理できることでもある。言い換えれば、自由をもっとも基礎的な部分で保証するものが、所有ということになる。つまり自由と所有とは表裏一体のようでもある。「苦しむということ、これは、人の所有するものがその人の存在を構成するものになっているかぎりにおいて、その所有するものに損傷をうけることなどではなからうか。」¹⁵⁾ それこそ誰でもが経験する、掛け替えのないものを失った時の喪失感である。悔しいが、掛け替えのないものは自由にならない。「私にはつきりしていることは、私が苦しみを与えるのはいつも所有を介してだということである。ところでこのことは、所有が現実において多様性であることにもつく

のでなかろうか。」自由と言った場合、私たちはそこで、どれほど意のままに処理できているのだろうか。一方で自由は自由にかれていてだけではないのだろうか。自由の風でありながら、一方では陰湿ないじめが後を絶たない。再度確認する。「所有する」ということは、ほとんど不可避免的に、所有されることである。¹⁷ここにあるのは不随意性の問題である。

六 不随意性

「不随意性」という概念を深くきわめてゆかなければならない。これは、被造物の被造性をもつとも根柢において構成しているものに対応する概念だと思われる。¹⁸マルセルはそこに身体を見ている。「持つ」ということは、すべて、何らかのしかたで私の身体に關係づけて定義される。そして当の私の身体は、絶対的な所有であるというまきにこのことのゆえに、いかなる意味においても所有であることをやめるところのもの、である。¹⁹「当の私の身体」とは何か。「いかなる意味においても所有であることをやめるところのもの」とは何か。「これにたいし、何といつても自分は自殺をする物理的な可能性をもっているのだから、自分の身体を自由に処理することができるわけだ、と反論されるかもしれない。²⁰」見ず知らずの複数名がインターネットで集まり、自殺するケースが、連日のニュースを賑わせている。本当に身体は自分のものな

のか。意のままに処理できるものなのか。「しかし、自分の身体をこのしかたで自由に処理することは、ただちに、それを自由に処理することができなくなることであり、結局のところ一に帰することが明白である。私の身体は、それを自由に処理する可能性が私にはもはやまったくなくなる状態に入れること以外には、私が絶対的な意味で自由に処理することのできないものである。したがって、この絶対的に自由な処理とは、じつは無用のものとして捨てることにほかならない。²¹」またマルセルは、私の身体を更に私の生命としたところと同じことであると言う。「このように、私が諸事物を自由に処理することができるようにさせているその当のものを、私は現実には自由に処理することができないというところに、おそらく、不随意性というものの形而上学的神秘の本質が宿っている。²²」こう言うマルセルは、いわゆる哲学的立場というものを揺さぶる結果を招く。「むしろ、私を私の身体に結びつけている神秘的な関係が根柢にあり、そのことによって、私が持つというあらゆる可能性がはじめてなりたつのである。²³」マルセルはここに、存在に向かう問いは神秘 (Elysée) として求められるべきであると言う。

七 自己性

また、マックス・シュティルナー (1806-1866) は『唯一者とその所有』において唯一者の生き方を力説する。筆者は以前よりこ

れを、そこに力点を置いて読んでいたが、「その所有」の方に力点を移して読んでみる。つまりはシュティルナーの「所有」概念を整理することになる。やはりそれはジョン・ロック以来の伝統に則ったものであるのか。意外にもいわゆる宗教の「所有」概念に似たものを展開しているのか。また、現在の所有観の袋小路を突破する視点はあるのか。そもそも「所有」あるいはそれに類する言葉にはいくつかある。Besitz, Eigentum, Haben などである。実はシュティルナーはこれらの言葉を、もちろんその変化も含めて、巧みに使い分けている。Der Einzige und sein Eigentum からしてそうである。唯一者とその「所有」と訳されながらも、BesitzではなくEigentumが使われている。それゆえ誤解はないと思うが、唯一者が自由自由と言いながら、なんでもかんでも手に入るだけ手に入れ、憑かれてしまうわけではない。ないどころかEigentumは、検討してきたロックでのPropertyの意味の方に近くあり、決してPossessionsではないのである。すると唯一者とその所有との訳も『唯一者とその所有権』あるいは『唯一者とその所有事』と訳されるべきで、それだけで内容イメージが変わる。唯一者の所有権、唯一者の所有事とは、すなわちEigenheit（自己性）のことである。ここにアナキストだったりエゴイストだったりした、従来のシュティルナー像が崩れ去る。ただでさえ弱い一個人人間が、自身を必死に守り通そうとする、悲痛な叫び声が聞こえてくる。またHabenであるが、既に

与えられているとの意味あいが強く、この言葉が時に重要な場面で使われる。「だから、私がありうるすべての思想を所有できるときに、思想の自由は実存する。」²⁴ここでの所有できるはbesitzenではなくhabenである。今の段階では明言できないが、検討してきたマルセルの神秘につながるものはないのか。今後シュティルナーの「所有」概念を整理することにより、新たなシュティルナー像を求めたいと考えている。

おわりに

当初は個々の場面で行き詰まっている所有の問題を、見渡して解決する視点を得ようと、大それたことを考えていた。時を同じくして、大学院の授業で、プラトンの『国家』をはじめから読んでいて気づいたことがある。ボレマルコスがソクラテスにやり込められる箇所である。技術は個々の対象にはあてはまるが、普遍させるとどうも上手くないようだ。ソクラテスにはそれでもよいのだろうが、筆者自身がボレマルコスになりかねない。つまり所有の線引きを技術として捉えるのではなく、あくまでも「所有」という事態は何なのかに問題をしばってみた。すると当然当たらなければならぬ哲学者の名が浮かび、それらを振り返り確認することで「所有」再考とした。——シュティルナーに言わせれば、ロックの指摘以来、人間は「自分のもの」に囚われ過ぎていて自己性を失っているものだろうか、また、マルセルの指

摘以来、人間は「大きなもの」にかかずらい過ぎていて自己性を失っているとなるのだろうか。

- (1) John Locke, *Two Treatises of Government, The Works of John Locke* Vol. 5 Scientia Verlag Aalen, 1963. (訳文⁴⁴『ロッキング・ビューム』世界の名著³²、中央公論社によった。)

- (2) *ibid.*, p.353-354.
 (3) *ibid.*, p.357.
 (4) *ibid.*, p.356.
 (5) *ibid.*, p.356.
 (6) *ibid.*, p.363.
 (7) *ibid.*, p.354.
 (8) *ibid.*, p.358.
 (9) *ibid.*, p.359.
 (10) *ibid.*, p.366-367.
 (11) 「前にも、後にも、中間にも、一物をも所有せず、すべて無一物で、何ものをも執著して取りおさえることのない人、——かれをわたくしは〈ハラモン〉と呼ぶ。」六四五『ブッダのことは』岩波文庫。

「前にも、後にも、中間にも、一物をも所有せず、無一物で、何ものをも執著して取りおさえることの無い人、——かれをわれは〈ハラモン〉と呼ぶ。」四二一『ブッダの真理のことは』感興のことは、岩波文庫。

- (12) "You shall before long see — as they will see — which of you is mad." 68:5-6, *The Koran With Parallel Arabic Text*, Penguin Classics.

- (13) 『ヤスパース・マルセル』世界の名著⁷⁵、中央公論社、四四七頁。
 (14) 前掲書四四八頁。
 (15) 前掲書四五一頁。
 (16) 前掲書四五二頁。
 (17) 前掲書四三三頁。
 (18) 前掲書四三五頁。
 (19) 前掲書四四七—四四八頁。
 (20) 前掲書四四八頁。
 (21) 前掲書四四八頁。
 (22) 前掲書四四八頁。
 (23) 前掲書四五〇頁。
 (24) Max Stirner, *Der Einzige und sein Eigentum*, Reclam, S.385.
 (すずき・かずお、西洋哲学、東京学芸大学大学院)